

事業主向け

給付	緊急事態宣言再発令に伴う飲食店の営業時間短縮や外出自粛等の影響を受けた事業者を支援	1月～3月	国 一時支援金		令和3年1～3月のいずれかの月の売上が前年又は前々年同期比50%以上減少した事業者に支援金を給付します。 上限額：法人60万円、個人30万円 ※申請期間は令和3年5月31日（月）まで	一時支援金事業事務局 相談窓口 ☎0120-211-240 ☎03-6629-0479 ※8時30分～19時
			福岡県中小企業者等一時支援金		令和3年1～3月のいずれかの月の売上が前年又は前々年同期比30%以上50%未満減少した事業者（政令市を除く）に支援金を給付します。上限額：法人15万円、個人10万円 ※申請期間は令和3年5月31日（月）まで	福岡県中小企業者等一時支援金コールセンター ☎0120-123-071 ☎0570-012-371 ※平日9時～17時
		4月以降	国 月次支援金		本年4月以降で緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、前年又は前々年同期比で売上が50%以上減少した月がある事業者に対して、支援金を給付。上限額：法人20万円/月、個人10万円/月	月次支援金事務局 相談窓口（国） ☎0120-211-240 ☎03-6629-0479 ※8時30分～19時、土日祝含む
			福岡県中小企業者等月次支援金		①県内に本社・本店があり、酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、5月の売上にかかる国の月次支援金の給付を受けた酒類販売事業者に対して、支援金を支給。上限額：法人20万円、個人10万円 ②県内に本社・本店があり、本年5月の月間売上が前年又は前々年同期比30%以上50%未満減少した中小事業者等に対して、支援金を支給。上限額：法人10万円、個人5万円	福岡県中小企業振興課 ☎092-643-3420
			市 売上が減少した事業者への支援金		令和3年5月の緊急事態宣言に伴う飲食店等の休業・時短要請や不要不急の外出・移動の自粛等の影響を受け売上が減少した事業者のうち、国の支援金や県の協力金の対象とならない事業者に対して、支援金を支給。 上限:中小法人 20万円/月 個人 10万円/月を上限に支給 申請開始:令和3年6月中旬を予定	福岡市 売上が減少した事業者への支援事務局 （専用ダイヤル）☎092-286-7137 ※平日9時～17時
	県の要請に応じて営業時間短縮を行った飲食店などを支援	福岡県感染拡大防止協力金	第5期	対象区域：①福岡市、②久留米市 要請期間：①令和3年4月22日～5月5日、②令和3年4月25日～5月5日 申請受付期間：令和3年5月20日～6月30日	①福岡市：売上高に応じて2.5～7.5万円/日（最大14日間） ②久留米市：売上高に応じて2.5～7.5万円/日（最大11日間） ※大企業は、売上高減少額の4割(上限額:「20万円」又は「1日当たりの売上高の3割」のいずれか低い額)	福岡県感染拡大防止協力金 コールセンター ☎0120-567-918 ※9時～17時、土日祝含む
			第6期	対象区域：①福岡市、②久留米市、③その他市町村 要請期間：令和3年5月6日～5月11日 申請受付期間：令和3年5月20日～6月30日	①福岡市、②久留米市：売上高に応じて3～10万円/日（最大6日間） ③その他市町村：売上高に応じて2.5～7.5万円/日（最大6日間） ※大企業は、売上高減少額の4割(上限額:①②「20万円」③「第5期と同様」)	
			第7期	対象区域：県内全域 要請期間：令和3年5月12日～5月31日 申請受付期間：令和3年6月1日～6月30日 ※本事業は、補正予算成立が前提となりますのでご注意ください。 ※5月22日以降の土日は休業要請（1,000㎡超の集客施設） ※生活必需物資を除く	売上高に応じて4～10万円/日（最大20日間） ※大企業は、売上高減少額の4割(上限額:20万円) 大規模施設・大規模施設テナント向け 要請に応じて短縮した時間に対応して 大規模施設：1,000㎡毎に20万円/日（最大20日間） 協力金対象テナント数（10以上の場合）×2千円 テナント：100㎡毎に2万円/日（最大20日間）	
		市 休業要請への協力店舗等への家賃支援	福岡県からの休業要請に協力した酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等を対象に、店舗等の賃料1カ月分の5分の4、50万円を上限に支援します。申請開始：令和3年6月上旬頃 支給開始：令和3年6月下旬頃	福岡市緊急経済対策実行委員会 （福岡市飲食店支援事務局） ☎090-8403-7300 または ☎080-8574-9289 ※平日10時～18時 ※5月下旬より変更の可能性あり		
	市 地域の飲食店を支えるテイクアウト支援	テイクアウトに取り組む飲食店に対し、割引などの特典を付けていただくことで、1店舗あたり10万円を支援します。 対象期間:令和3年5月6日（木）～6月5日（土） 申請受付:令和3年5月22日（土）～6月5日（土） 支給開始:令和3年5月下旬頃				

補助・助成	一時休業などにより、休業手当などを支給する場合	雇用調整助成金	一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成が受けられます。 助成率 中小企業4/5（解雇などしなかった場合10/10）など ※1人当たり日額15,000円が上限	福岡助成金センター雇用調整助成金分室 ☎092-402-0537 ※平日8時30分～17時15分
	感染症対策強化経費への支援	市 感染症対応シティ促進事業	市民に商品販売やサービス提供を行う来店型の施設等を対象に、感染症対策強化の取り組みにかかる物品・サービス導入経費や工事経費の3分の2/60万円（うち、物品・サービス導入経費は上限20万）を上限に支援します。	感染症対応シティ促進事業 事務センター ☎092-707-3046 ※9時～18時、土日祝除く

貸付	資金繰りのため融資を受けたい ※融資対象者には、一定の要件があります。	緊急経済対策資金	融資利率1.3%・保証料ゼロ 融資限度額1億円 融資期間10年以内 据置期間2年以内 （セーフティネット保証4号、危機関連保証の認定が必	福岡県フリーダイヤル経営相談窓口 ☎0120-567-179 ※9時～17時
		国 政府系金融機関による融資	3年間実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505 ※平日9時～17時

猶予	納税が難しい	納税の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税ができない場合は、原則として1年以内の期限に限り、納税を猶予する制度があります。	国税：西福岡税務署 県税：西福岡県税事務所 市税：早良区役所納税課
----	--------	-------	---	--------------------------------------

裏面の下欄のフローチャートもご参照ください。

個人向け

給付	ひとり親世帯に	子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)	以下のひとり親世帯に対し、 対象児童1人当たり5万円 を支給します。 ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金等受給により令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方	福岡市子育て世帯生活支援特別給付金 コールセンター ☎092-401-0271 ※平日9時～17時30分 または 厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903 ※平日9時～18時
	感染の疑いなどで 無給や減給になった	国民健康保険・後期高齢者医療制度 の傷病手当金	新型コロナウイルスに感染または感染が疑われたため、仕事を休み、無給や減給になった人 に対し、傷病手当金が支給される場合があります。	お住まいの区役所 早良区役所 保険年金課給付係 ☎092-833-4371
	休業中に賃金（休業手当）を 受けることができなかった	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金	令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月までに事業主の指示を受けて 休業（休業手当の支払いなし）した中小企業の労働者に対し、 1日あたり11,000円を上限 に支給 します。 ※大企業の一部の非正規雇用労働者も対象となります。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・ 給付金コールセンター ☎0120-221-276 ※平日8時30分～20時 土日祝8時30分～17時15分
貸付	生活資金に不安がある	緊急小口資金（主に休業された人向け）	貸付額： 20万円以内 据置期間：1年以内 償還期限：2年以内	福岡市社会福祉協議会 生活福祉資金 受付センター 特別貸付専用ダイヤル ☎092-791-7266 または 生活福祉資金受付センター ☎092-791-5708 ※月～金9時～17時
		総合支援資金（主に失業された人向け）	貸付額：単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内 貸付期間：原則3カ月以内 据置期間：1年以内 償還期限：10年以内	
減免・猶予	納税が難しい	納税の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税ができない場合は、原則として1年 以内の期限に限り、納税を猶予する制度があります。	国税：西福岡税務署 県税：西福岡県税事務所 市税：早良区役所納税課
	国民健康保険料などが払えない	国民健康保険料などの 減免・納付の猶予	一定程度収入が下がった場合など、保険料（税）の減免や納付猶予を受けられることがあり ます。（滞納により資格証明書をお持ちの人が帰国者・接触者外来を受診する場合も、窓口 負担に公費適用があります）	お住まいの区役所 早良区役所 保険年金課 ☎092-833-4372
住まい	家賃が払えない（民間賃貸など）	住居確保給付金	休業などによる収入減少で住居を失う恐れのある人に対し、家賃相当額（上限あり）を支給 します。 支給期間：原則3カ月（最長9カ月）	福岡市生活自立支援センター ☎0120-17-3456/☎092-732-1188 ※9時～17時、土日祝除く

号外

福岡市内事業者向けコロナ支援策フローチャート（簡易版）

2021.5.20現在

緊急事態宣言の休業・時短要請を受けていますか？

・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店、喫茶店等
・酒類及びカラオケ設備の提供を行わない飲食店、喫茶店等で、
20時以降も営業している店舗

はい

緊急事態宣言中(5/12～5/31)、どのように対応しましたか？

休業した
(テイクアウトのみの
営業はOK)

福岡県感染拡大防止協力金(第7期)
【1日あたり給付額×20日間】

1日あたり売上高	1日あたり給付額
1.0万円以下	4万円
1.0万円超 2.5万円未満	売上高の4割
2.5万円以上	1.0万円

+

福岡市家賃支援金
【家賃月額4/5（上限50万円）】
※店舗家賃等を支払っている場合
※通常営業時、酒類・カラオケ設備
を提供している場合のみ

+

福岡市テイクアウト支援【1店舗当たり10万円】
※5/6～6/5の中で10日以上、特典を付けてテイクアウト販売を行う場合

いいえ

緊急事態宣言の影響を受け、
月の売上が2019年または2020年と比べ
3.0％以上減少していますか？

はい

5.0％以上
減少

国

月次支援金
【中小法人等】
上限20万円
【個人事業者】
上限10万円
※月の売上減少額を給付

+

福岡県月次支援金
(酒類販売事業者)
【中小法人等】
上限20万円
【個人事業者】
上限10万円
※月の売上減少額を
売上引いた額

はい

3.0～5.0％
減少

市

売上が減少した
事業者への支援金
【法人事業者】
上限20万円
【個人事業者】
上限10万円
※月の売上減少額を給付

いいえ

支援対象外

●市民生活に関するお問合せ「市民相談室」
092-711-4019 平日9時～17時

●解雇・休業などのご相談「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」
092-411-4764 または 092-761-5600 8時30分～17時15分(土日祝除く)

ワクチン接種に関する相談窓口

福岡市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
092-260-8405（8時30分～17時30分）

副反応等に係わる専門的な相談に関する問い合わせ
0570-072972（ナビダイヤル・24時間）

新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル

受診・相談センター 電話 092-711-4126
(24時間対応)

3度目の緊急事態宣言が出されました。皆様には大変厳しい状況
の中で困難な生活を余儀なくされていることと思います。医療従
事者・福祉施設をはじめ、最前線で私たちの命・生活を支えてく
ださっている多くのみなさまに心からの敬意を表します。
また、新型コロナウイルス感染症で闘病中のみなさまには一日も
早いご回復を念じております。
この度、国・県・市の新型コロナウイルス感染症対策の支援策を
まとめました。ご活用いただけましたら幸いです。

福岡県議会議員
(福岡市早良区)

後藤香織

後藤香織 県政事務所
〒814-0022 福岡市早良区原3丁目17-38
五十三萬石ビル 2F
TEL 092-832-6807 FAX 092-832-6808
HP <https://www.gotokaori.com>